## 指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付けについて

R6.4 山口県社会福祉協議会

		区分	対象者	研修 Ro. 4 山口県在芸権征協議会				
				認知症介護実践研修(実践者研修)	認知症介護実践研 修 (実践リーダー 研修)	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サー ビス事業管理者研 修	小規模多機能型 サービス等計画作 成担当者研修
	1	認知症対応型共同生活 介護事業所(認知症高 齢者グループホーム)	代表者			0		
			管理者	0			O ( <b>%</b> )	
			計画作成担当者	0				
			当該事業所が短期利用の指定 を受ける場合	0	O ( <b>%</b> )			
	2	認知症対応型通所介護 事業所(認知症対応型 デイサービス)	管理者	0			O ( <b>%</b> )	
	3	<b>漫争</b> 耒州	代表者			0		
			管理者	0			O ( <b>%</b> )	
			計画作成担当者(介護支援専 門員)	0				○ (※)
	4	看護小規模多機能型居 宅介護事業所	代表者 (代表者が保健師又は看護師の場合は除く)			0		
			管理者 (管理者が保健師又は看護師の場合は除く)	0			0	
			計画作成担当者(介護支援専門員)	0				○ (※)

※認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症介護実践研修(実践リーダー研修)を受講するためには、 認知症介護実践研修(実践者研修)又は認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程)を修了していることが必要です。

※施設・事業所等において、サービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士の資格を取得した日から10年以上かつ、 1800日以上の実務経験を有する者(令和9年3月31日までの措置予定)も対象になります。